

最低賃金ワンストップ無料相談

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワンストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。



社会保険労務士や
経営コンサルタント
などの専門家を
派遣します

専門家の
派遣も
無料です!

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

中小企業専門家派遣・相談等支援事業

中小企業事業主の皆さま

相談

専門家派遣

ワンストップ無料相談窓口
(最低賃金総合相談支援センター)

- 労務管理と経営の専門家による無料相談
- 専門家による個別課題の分析・検討
- セミナーなどの開催

連携

経済産業局が実施する
専門家相談・派遣事業

最低賃金ワンストップ無料相談窓口はこちら

千葉県最低賃金 総合相談支援センター

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3
千葉県経営者会館305
(公社)千葉県労働基準協会連合会内
月～金 9:00～17:00(祝祭日除く)

フリーダイヤル
0120-026-210

メール
chiba-saichin-sodan@chibaroukiren.com



本事業に関するお問い合わせ先

千葉労働局 雇用環境・均等室

〒260-8612 ☎043-306-1860
千葉市中央区中央4丁目11番1号
千葉第2地方合同庁舎2階

最低賃金についてのお問い合わせ先

千葉労働局 労働基準部賃金室

〒260-8612 ☎043-221-2328
千葉市中央区中央4丁目11番1号
千葉第2地方合同庁舎3階



中小企業事業主のための 「無料個別相談」



最低賃金の引き上げや労働条件の改善に関心を持っている中小企業を対象に、無料で相談支援・専門家派遣を実施しています。

相談内容の一例

- 賃金を引き上げたいけど、助成金はあるか?
- 埼玉県に本社があり千葉県内に事業所がある場合、どちらの最低賃金を適用するか?
- 基本給と歩合給がある従業員の最低賃金はどのように算出するか?
- 賃金を日給制から月給制に移行したい
- 1日の残業時間を計算する場合、30分未満を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げて端数処理しても良いか?
- 就業規則を変更したい
- 労働保険・社会保険の加入について相談したい



0120-026-210



chiba-saichin-sodan@chibaroukiren.com

出張相談所のご案内

県内の6つの労働基準協会内で直接来所や電話による相談を受け付けております。

出張相談所名	所在地	出張相談所開設日 ※祝祭日等は変更あり
(一社)船橋労働基準協会 出張相談所	〒273-0005 船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館内3F TEL 047-434-2189 FAX 047-433-4595	毎月・第2・第4水曜日 午前9時30分～午後4時30分
(一社)柏労働基準協会 出張相談所	〒277-0005 柏市柏261 TEL 04-7163-5220 FAX 04-7166-4333	毎月・第1・第3金曜日 午前9時30分～午後4時30分
(一社)銚子労働基準協会 出張相談所	〒288-0048 銚子市双葉町2-19 TEL 0479-22-3998 FAX 0479-22-3948	毎月・第3月曜日 午前9時30分～午後4時30分
館山労働基準協会 出張相談所	〒294-0045 館山市北条2181-4 オフィス丸越106号 TEL 0470-22-1675 FAX 0470-22-3910	毎月・第3火曜日 午前9時30分～午後4時30分
(一社)君津労働基準協会 出張相談所	〒292-0838 木更津市潮浜1-17-59 木更津商工会館内 TEL 0438-37-9620 FAX 0438-37-9621	毎月・第2水曜日 午前9時30分～午後4時30分
成田労働基準協会 出張相談所	〒286-0134 成田市東和田555-5 TEL 0476-24-3743 FAX 0476-23-3594	毎月・第1・第2木曜日 午前9時30分～午後4時30分

※各協会では、上記とは別に労働問題の相談日を開設していますので、協会にご確認ください。